



ぐんまの水環境

群馬県知事指定・浄化槽法定検査実施機関

発行 公益財団法人 群馬県環境検査事業団 電話 027-280-5222

住所 〒371-0846 群馬県前橋市元総社町1120-1 FAX 027-280-3331

優良浄化槽認定シール デザイン決定 配布開始

浄化槽関係四団体※では、本年4月から本県の水環境の保全に資するため、適正に機能している浄化槽の証しとして「優良浄化槽認定シール」を配布する事業をスタートさせました。

本年1月19日から4月28日までの間、優良浄化槽認定ロゴマークの募集を行ってきたところ、123作品のご応募をいただき、選考の結果、東日本デザイン&コンピュータ専門学校2年の神山由理さん（写真右）の作品が最優秀作品に決定いたしました。たくさんのご応募ありがとうございました。

第一期認定は、本年3月31日時点で認定要件を満たしていることが確認された3,060基の浄化槽に対して行われ、認定証とシールの配布が開始されました。



← ロゴマーク入賞作品表彰式

→ 最優秀作品を基に作成した
「優良浄化槽認定シール」



浄化槽（合併処理）は、公共下水道と同等の性能を有する設備ですが、設置しただけではだめで、その後の保守点検・清掃と検査が極めて重要です。

優良浄化槽認定制度は、正しい施工と保守点検・清掃・検査が行われ、公共下水道と同等以上の機能が発揮されている浄化槽を認定するもので、浄化槽関係四団体では、県内すべての浄化槽が優良認定を受けられるよう取組みを進めて参ります。皆様のお住まいの地域で、清らかな水環境を取り戻すことができるよう、制度の普及にご協力をお願い致します。

（※）浄化槽関係四団体とは・・・浄化槽の施工、維持管理、検査業務に関わる次の四団体です。

（一社）群馬県浄化槽協会 （一社）群馬県環境保全協会

（一社）群馬県計量協会環境分科会 （公財）群馬県環境検査事業団



浄化槽は、し尿と生活雑排水（台所、洗濯風呂等の排水）を沈殿分離や微生物の作用によって処理し、それを消毒して河川などの公共用水域等へ放流する施設をいいます。

平成13年4月1日からは、浄化槽法の改正により、「合併処理浄化槽」の設置が義務づけられています。従来はし尿のみを処理する「単独処理浄化槽」も含め「浄化槽」と定義されていましたが、改正法ではすべての生活排水を処理する「合併処理浄化槽」のみが、「浄化槽」として定義され、既存の「単独処理浄化槽」については「浄化槽」と**みなし**同法を適用することとなり、以来「みなし浄化槽」と称されるようになりました。

みなし浄化槽（単独処理浄化槽）はトイレ以外の汚水処理できず、台所等の雑排水は未処理で放流されるため、合併処理浄化槽に比べて河川等への負荷が約8倍にもものぼると言われています。浄化槽関係四団体では、管理がきちんと行われている**みなし浄化槽**を「**管理良好みなし浄化槽**」として評価した上で、シール（下図）を配布し、可能な限り合併処理浄化槽への転換を検討していただけるよう、みなし浄化槽をご使用の皆様に対し情報提供を行う活動を行っています。

→ 優秀賞に選ばれた山口類さんの作品を基に作成した「管理良好みなし浄化槽シール」



みなし(単独処理)浄化槽を

合併処理浄化槽にすると補助金が受けられます

合併処理浄化槽に転換(入替え)する個人に対し、群馬県や各市町村では補助金を交付しており、平成29年度は次の25市町村で事業を実施しています。(平成29年4月1日現在)

前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、甘楽町、中之条町、草津町、高山村、片品村、川場村、みなかみ町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

※ 事業の詳細については、工事を開始する前に浄化槽を設置する地域の市町村へお問い合わせください。

みなし浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えをお願いします。

浄化槽を適正に利用して 群馬県の水環境を守りましょう

… 浄化槽についてのお問い合わせ先 …

- 浄化槽全般に関すること
 - ・ 群馬県 環境森林部 廃棄物・リサイクル課 一般廃棄物係（電話 027-226-2853）
または、お住まいの地区を管轄する環境事務所（環境森林事務所）
 - ・ 前橋市役所 西部清掃事務所（電話 027-253-1009）（補助金については水道局下水道整備課 898-3074）
 - ・ 高崎市役所 一般廃棄物対策課（電話 027-321-1253）（補助金についても同じ）
- 合併処理浄化槽へ設置替えする際の補助制度に関すること 設置する地域の市役所又は町村役場
- 保守点検・清掃に関すること
 - 一般社団法人 群馬県浄化槽協会（電話 027-251-0325）
 - 一般社団法人 群馬県環境保全協会（電話 027-212-2333）
- 法定検査に関すること 公益財団法人 群馬県環境検査事業団（電話 027-280-5222）